

総合戦略の評価方法(会議体)の変更について

| 項目 | | 第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 総合計画2031(総合戦略) |
|--|---|---|-------------------------|
| 計画 | 体系 | 個別計画として作成 | 総合戦略と総合計画を統合して作成 |
| 内部会議 | 名称 | 鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議【廃止】 | 行政経営会議 |
| | 根拠 | 鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱 | 鈴鹿市庁内会議に関する規則 |
| | 所掌事務 | (1)鈴鹿市人口ビジョンの策定に関すること | (策定後、部長連絡会議で全庁的に周知を図る) |
| | | (2)鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する こと | 庁内会議の取扱いについて (3)付議事項 |
| | | (3)総合戦略の進行管理に関すること | ①総合計画の策定、推進等に関する事項 |
| (4)(1)～(3)に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生 に関すること ・地域再生計画の策定に関すること など | | 庁内会議の取扱いについて (3)付議事項 ②重要な新規事業の基本方針及び既存事業の方針変更に関 する事項 | |
| 組織(構成員) | 本部長:市長 副本部長:副市長 本部員:市長及び副市長を除く行政経営会議構成員 | 構成員 ①市長、副市長、教育長、上下 水道事業管理者及び消防長 ②部長、技術統括監 及び監査委員事務局長 ③前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者 ※③:総合政策課長 ※行政の経営陣として審議場であることから、代理出席は不 可 ※主管課長は、オブザーバーとして出席(発言機会なし) | |

| 項 目 | | 第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 総合計画2031(総合戦略) |
|-----------------------------------|--|--|---|
| 外部会議 | 名称 | 鈴鹿市地方創生会議【廃止】 | (仮称)基本計画評価会議 |
| | 根拠 | 鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程 鈴鹿市地方創生会議運営要領 | 鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程(一部改正) 運営要領(新たに制定) |
| | 所掌事務 | (1)鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に関する事。 | (「鈴鹿市総合計画審議会」において策定に関する審議を行う) |
| | | (2)総合戦略の取組結果の検証に関する事。 | 基本計画(総合戦略)の取組結果の検証に関する事 (新たに制定する運営要領に規程) |
| | | (3)総合戦略の効果的な推進に関する事。 | 基本計画(総合戦略)の効果的な推進に関する事 (新たに制定する運営要領に規程) |
| (4)(1)～(3)に掲げるもののほか、総合戦略に関して必要な事項 | | そのほか、基本計画(総合戦略)に関して必要な事項 | |
| 組織(構成員) | (分野:所属) 学識経験者:鈴鹿医療科学大学、東海学園大学 産業団体:鈴鹿商工会議所、鈴鹿農業協同組合、鈴鹿市漁業協同組合 金融機関:三十三銀行、百五銀行 報道機関:NHK津放送局、中日新聞社 労働団体:鈴鹿地区労働者福祉協議会 住民自治組織:鈴鹿市自治会連合会 行政機関:ハローワーク鈴鹿、鈴鹿市 計13人 | 「鈴鹿市総合計画審議会」に参画いただいた分野(団体)及びこれまで「鈴鹿市地方創生会議」に参画いただいた分野(団体)から13人程度を選任する予定 (座長はこれまでと同様に市長が務める) | |